

一時支援金申請の一部受付終了について

○川口商工会議所では、4/30（午前中）をもって「一時支援金」の非会員事業所さまの受付を終了しております（会員事業所さまについては引き続き受付を行っております）。

非会員事業所さまにおかれましては、下記 URL より登録確認機関をお調べいただきますようお願いいたします。

URL 一時支援金登録確認機関 <https://reservation.ichijishienkin.go.jp/third-organ-search/>
※都道府県に「埼玉県」、市区町村に「川口市」と入力し検索をお願いいたします。

○一時支援金（2021年1月発令の緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等の皆様への支援）【経済産業省】
一時支援金 HP (<https://ichijishienkin.go.jp/>)

○一時支援金申請 STEP（概要）

- 1) 一時支援金 HP からアカウントの申請・仮登録（申請 ID 発番）
- 2) 登録確認機関（川口商工会議所）に事前確認予約の依頼（電話）※
- 3) 事前確認に必要な書類の準備
- 4) 事前確認完了後、マイページにて必要事項の入力等を行い、一時支援金事務局に申請

○事前確認について

※川口商工会議所では、会員事業所さまのみ事前確認を承ります。

事前確認予約の依頼（電話）をしていただき、ご予約のうえ当商工会議所へお越しくください。

当所窓口にて事前確認を行い、完了後一時支援金事務局への申請が可能となります。

※個人事業者さまは、ご本人からの申請のみ可能です。（従業員・家族による代理は不可）

※法人さまは、委任状と（代理の方の）本人確認書類があれば代理申請も可能です。

事業を実施しているか、給付対象等を正しく理解しているか等を事前に確認いたします。

決められた内容を読み上げ確認するため、所要時間は10～15分程度です。

※登録確認機関（川口商工会議所）では、申請希望者が給付対象であるかの判断は行えません。

また、事前確認の完了をもって、給付対象になるわけではありません。

詳細は、一時支援金 HP (<https://ichijishienkin.go.jp/>) をご確認ください。

【お問い合わせ】

川口商工会議所

T E L 048-228-2220

【当日お持ちいただきたいもの】

※窓口相談受付手続き等に伴い、当日は相談日時の10分前までに会場へお越しください。

1. 受理票・スマホ・携帯電話
2. 宣誓・同意書 代表者又は個人事業主等が自署したもの
3. 仮登録（申請ID発番）がわかるもの
4. 委任状・(代理の方の)本人確認書類 中小法人で代表者以外が来所される場合
※個人事業者等は代表者本人の来所が必要
5. 確定申告書の控え
※收受日付印が付いたもの（受付日時が印字されているもの）
○「税務署」の收受日付印がない場合、納税証明書（その2）も必要
○e-Taxによる申告の場合、受付日時の印字又は「受信通知メール」の添付
○2019年1月～3月及び2020年1月～3月までをその期間に含む全ての確定申告書の控え
○確定申告義務がない場合その他合理的な事由がある場合は、住民税申告書の控え
○主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等として申請する場合は、
基準年の確定申告書第一表の「収入金額等」の「事業」欄に記載がないこと（または0円）
6. 売上台帳 2019年1月から2021年対象月までの各月の月間事業収入がわかるもの
7. 本人確認書類 運転免許証(両面)、マイナンバーカード(オモテ面)等 ※個人事業者等の場合
8. 履歴事項全部証明書 申請時から3カ月以内に発行されたもの(コピー可) ※中小法人等の場合
9. 通帳 2019年1月以降の事業の取引を記録しているもの
※銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人が確認できるもの
10. その他書類 ()

会員事業所様は、相談当日下記のもの（1～4）のみご持参ください。

1. 受理票・スマホ・携帯電話
2. 宣誓・同意書
3. 仮登録（申請ID発番）がわかるもの
4. 委任状・(代理の方の)本人確認書類（※中小法人の場合）

【 ※非会員事業所様は（1～10）までのものをすべてご持参ください。
ご持参いただかなかった場合、窓口相談はできませんのでご注意ください。 】

【お問合せ・相談会場】

会場 川口商工会議所 電話 048-228-2220 FAX 048-228-2221

所在地 川口市本町4-1-8 川口センタービル8階

- その他
- ・駐車場はございませんので、ご協力よろしくお願ひいたします。
 - ・必ずマスクを着用の上、ご来所ください。
 - ・相談者は極力1事業所お一人でお願いいたします。

委任状

(代理人) 住所 _____

氏名 _____

私は、上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

1. 「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」相談窓口への申請手続きに関する権限

年 月 日

(委任者) 住所 (所在地) _____

氏名 (名 称) _____ ⑩

※委任状はこの様式に限りませんが、委任者が個人の場合は自署押印、法人の場合は代表者印を押印してください。

代理人 (ご家族・従業員の方も代理人となります) が手続きされる場合は、本人 (法人の場合は代表者) からの委任状を提出していただくとともに、代理人自身の本人確認をさせていただきます。